

## 中東知的財産ニュースレター Vol. 40

### アラブ連盟 – ボイコット

中東で事業を展開する企業は、数々の制限に直面する可能性があります。その一つがアラブ連盟の対イスラエル経済制裁措置（ボイコット）です。

ボイコットは、アラブ連盟加盟国で、適用の程度は異なるものの、現在も有効であり、中東に利害関係を持つ知的財産権保持者にも関係のある問題です。

本稿では、**UAE**、イラク、シリア、レバノンでの知的財産権登録に関わるボイコットの主な側面に着目します。

概してこれら地域では、親イスラエル企業とみなされる出願人の登録申請は却下される可能性があり、関係当局がそれを取り締まる責任を有します。当局は通常、懸念を感じると、追加書類（出願人がイスラエルと関係を持たないことを確認するボイコット宣言などの証拠資料）の提出を求めるに過ぎません。しかし事実上、その出願人はブラックリストに加えられたり、その申請はイスラエルに関連があるものと認識されたりすることになります。

#### ● 背景

イスラエルの建国後、中東およびアフリカの国々で構成されるアラブ連盟はボイコットを正式に開始しました。ボイコットには三つのレベルがあります：

- (a) 第一次ボイコット – イスラエル製品の購入、イスラエル向けの販売、イスラエル、イスラエル企業あるいはイスラエル人との契約締結を禁止。これは、イスラエルで製造された商品、イスラエルから供給された商品、イスラエルを経由した商品全てに適用されます。
- (b) 第二次ボイコット – イスラエルと取引がある企業またはイスラエルに投資する企業との取引を禁止。
- (c) 第三次ボイコット – 第二次ボイコットに該当する企業との取引を禁止。

実際のボイコットの実施範囲および程度は、各加盟国によって徐々に変化してきました。現在、ほとんどの加盟国で第二次、第三次ボイコットは廃止され、わずか数ヶ国で第一次ボイコットが実施されていますが、その程度は異なります。

**UAE**、イラク、シリア、レバノンにおける知的財産権の登録に関するボイコットの主要点について下記にまとめます。

- **UAE**

UAE 連邦法 1972 年第 15 号 (UAE ボイコット法) により、UAE のボイコットが法的に実施されました。

ボイコットは、上記の 3 レベルに従って実施されます。UAE ボイコット法の目的は、要するに UAE の企業および個人がイスラエルまたはイスラエル企業との商業取引に関与することを禁じることにあります。

しかしながら、イスラエルボイコットに関する UAE の指針は、1995 年 11 月 20 日付け UAE 内閣決議 462/17M (内閣決議) によって正式に改定されました。この決議で UAE 連邦内閣は、湾岸協力会議(GCC)のイニシアティブに従い、第二次ボイコットと第三次ボイコートを停止する決定を承認しました。

UAE ボイコット法は正式に撤廃あるいは修正されていませんが (よって現在も有効ですが)、この内閣決議は、第二次ボイコットおよび第三次ボイコトはもはや UAE では適応されないなど、UAE の指針を公式に宣言しています。第一次ボイコトは現在も有効ですが、多くの側面において、実施は緩和されています。

ボイコトは緩和されたものの、その原理は UAE の知財法において守られており、親イスラエル企業の知財権の登録申請は、ほぼ間違いなく却下されます。

特に、UAE 商標規則 (1992 年連邦法第 37 号の実施規則に関する 1993 年閣僚決定第 6 号) の第 10 条では、商標局は、登録申請が、イスラエルボイコト事務局の禁止するものかどうか審査しなければならないと定めています。つまり、出願人がブラックリストに載っている場合、または出願人の身元または商標そのものがイスラエルと関連を持つ場合、その申請は却下されます。

また、UAE 商標法 (1992 年 UAE 法第 37 号) 24 条に基づき、商標局は、イスラエルボイコト事務局がイスラエルのマーク、シンボル、エンブレムに類似または相当する標章と判断した登録商標、決議により取引を禁じられた相手が所有する登録商標 (イスラエル人またはイスラエル法人が所有する登録を含む) を無効にする必要があります。

UAE 特許法 (2002 年第 17 号) はボイコトについて明確に言及していませんが、特許出願に関し、UAE 特許庁も同様の立場をとっています。

UAE で運営する組織が、UAE ボイコト法の侵害を認められた場合、最大 AED 70,000 の罰金、UAE での営業禁止、または刑事制裁 (3 年以上 10 年以下の禁固刑) の可能性があります。

- **イラク**

イラクもボイコットに参加しており、基本的に全3レベルのボイコットを実施しています。

以前イラクでは、商標出願の際、ボイコット宣言の提出が求められていました。この必要条件は2007年7月22日以降廃止され、現在は商標出願人のボイコット宣言の提出は求められていません。

しかし、特許出願に関する要件は現在も有効です。2011年9月4日の計画省の標準化・品質管理中央機関の指示に従い、イラクで出願される特許出願には、委任状と認証されたボイコット宣言を一緒に提出することが必須条件とされています。

- シリア

2008年6月4日シリア首相の命令4964/1の承認により、全ての商標、特許、意匠およびデザインの出願に関し、ボイコット宣言の条件が免除されました。

この命令以前は、過去に許可を得ていない出願人は、ボイコット宣言の提出が求められていました。その許可を得た上で、出願手続きを進めることができました。

しかし、シリアのボイコット事務局は、商標登録出願に関し、出願人がブラックリストに載っていないか、イスラエルと関係を持たないか確認審査を引き続き行うため、ボイコットは現在も実施されています。

ボイコット事務局は、懸念を感じると、質問事項への回答や他の証拠資料など、申請がイスラエルと無関係であることを明らかにする追加書類の提出を求められます。

ブラックリストは一般の調査のために公開されていませんが、出願人がリストに載っているかどうかについて商標局から何らかの情報を得ることは可能かもしれません。

- レバノン

レバノンの状況はシリアとほぼ同じです。

それは、商標登録、デザイン、特許の出願に際し、レバノンのボイコット事務局に許可を求める書類が共に提出されるというものです。

出願人がブラックリストに載っているかどうか、あるいはリストに含まれる組織と繋がりがあるかどうかの判断はボイコット事務局が行い、そのように判断された場合、禁止が解除されるまで、いかなる出願も認可されません。

ボイコット事務局が、出願人と禁止された法人との間に何らかの関係があると疑った場合、ボイコット事務所は、その関係の説明を求め、出願人がイスラエルの組織

および／または禁止された組織と何ら関係を持たないことを明らかにする公認された宣言書の提出を求めるかもしれません。

出願人がこの宣言を提出しなかった場合、知財局に一切の申請を行うことを禁じられる可能性があります。また、ボイコット事務局のブラックリストに加えられるかもしれません。

ボイコット事務局がボイコット宣言の提出を求めた場合、米国の反ボイコット法の存在を忘れてはいけません。ボイコット宣言への署名は、この法律を侵害することになる可能性もあり、米国で刑事処分あるいは行政処分に問われるかも知れません。そのため、米国に利害関係を持つ企業は、ボイコット宣言に署名する前に、この反ボイコット法の影響を考慮することが重要です。

### エジプト — 植物の新品種の保護に関する国際条約に加盟

中東知的財産ニュースレター Vol.36 で報告した通り、エジプト議会は、植物の新品種保護に関する国際条約(条約)への加盟、植物新品種保護国際同盟(UPOV)への参加を目的に、2002 年法第 82 号への修正を批准しました。

その後エジプトは、2019 年 11 月 1 日、条約への加盟料を支払い、2019 年 12 月 1 日、UPOV の加盟国になりました。

条約および UPOV は、植物品種保護の有効なシステムの確立と、社会貢献につながる新品種の開発を促進することを目的としています。

### サウジアラビア — サウジ知財総局のコンピューターソフトウェア、アプリケーション、建築設計の任意登録サービス開始

中東知的財産ニュースレター Vol.36 での報告通り、コンピューターソフトウェア、アプリケーション、建築設計などの特定の著作物の任意登録を許可する新規則がサウジアラビアで導入されました。

これら規則に従い、サウジ知財総局(SAIP)は、コンピューターソフトウェア、アプリケーション、建築設計の任意登録のためのオンラインサービスを開始しました。

また SAIP は下記のような登録の条件を定めました：

1. 著作物およびその内容は、シャリーア法あるいはサウジ王国規則や公衆道徳に反しないものであること。
2. 著作物およびその内容は、著作権法第 4 条が定める保護の対象外とされるものでないこと。保護対象外とされる著作物：

- (i) 法律、判決、行政機関の決定、国際協定、公的文書とそれらの公式翻訳など、ただし、これら書類の出版等に関する規定による。
- (ii) 新聞、雑誌、定期刊行物、ニュース番組等の報道など。
- (iii) アイデア、手続き、作業方法、数理学の理論、原理、抽象的事実など。

3. 著作物は、草案や概要ではなく、完成物でなければならない。

### サウジアラビア — サウジ知財総局の取り締まり強化

サウジ知財総局(SAIP)は近頃、特に、著作権を侵害する店の摘発を目的に、サウジ王国全域で徹底的な捜査活動を行ったことをオンラインニュースで報告しています。対象店に定期的に行われる SAIP の無通告捜査を広げて査察が行われました。

これら捜査で、不正商品の押収、罰則の実施が行われました。最近 SAIP は、知的財産権の侵害者に対し、積極的に罰則を与えています。

この捜査活動は、サウジ王国全域における知的財産権保護と罰則の認識を高めるために SAIP が行った啓蒙活動に続いて行われました。

また SAIP は、一般市民にも SNS、E メール、電話による知的財産権侵害の通告を呼びかけています。

### アラブ首長国連邦 — 特許の最新情報

UAE 経済省は近頃、特許代理人向けの会議を主催し、出席者に下記の情報を伝えました：

- (a) 経済省は PCT 受理官庁になる意向である。これによって、出願人は経済省を介して PCT 国際出願が可能となります。
- (b) 新 UAE 特許法および実施規則に進捗はあるものの、まだ現段階では、新法の草案は公開できる状況にはなく、新法の実施について明確な予定は立っていません。

### アラブ首長国連邦 — 新消費者保護法

UAE 内閣は、新消費者保護法を承認しました。この新法は、最近の技術開発を踏まえて生じる消費者保護問題対処することを目的としています（例えば、比較広告などの知財関連問題もこれらに含まれる可能性があります）。

新法の草案はまだ公表されていません。

## アラブ首長国連邦 — ドバイ警察の取り締まり状況

ドバイ警察犯罪捜査局 (CID)は、2019年に摘発された不正商品および偽造品は297件におよび、市場価格にしてAED 25億相当にのぼったことを発表しました。

CID局長は、ドバイ警察は経済開発局など他の規制当局と協力し、ドバイ首長国内の不正商品売買の取り締まりに努めていると述べています。

同報告によると、ドバイ警察の捜査により押収された不正商品には、ブランドの化粧品、女性用バッグや装飾品、電気製品、時計、香水、車部品、携帯機器などが含まれたそうです。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 40

[著者]

CLYDE & CO

كلايد اند كو  
**CLYDE & CO**

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、CLYDE & CO が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。